法　律

内閣府設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第四号

内閣府設置法の一部を改正する法律

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第七号を同項第七号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

七　地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施されるものとして政令で定める事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること。

第四条第三項第十五号中「第七号」を「第七号の二」に改める。

附　則

この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直**人

地方交付税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第五号

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「百分の九十四」を「百分の九十六」に改め、同条第三項中「百分の六」を「百分の四」に改める。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十四年度」を「昭和五十五年度」に、「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同項第九号中「地方税減収補てん債償還費」を「地方税減収補**填**債償還費」に、「減収補てんの」を「減収補**填**の」に、「平成元年度から平成二十一年度まで」を「平成二年度から平成二十二年度まで」に改め、同項第十号及び第十一号中「平成元年度」を「平成二年度」に改め、同項第十二号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同項第十三号中「減税補てん債償還費」を「減税補**填**債償還費」に、「補てんする」を「補**填**する」に改め、同項第十四号中「臨時税収補**填**債償還費」に、「臨時税収補てんの」を「臨時税収補**填**の」に改め、同項第十五号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同項第十六号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第三項の表四十二号中「昭和五十四年度」を「昭和五十五年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同表第四十四号中「減収補てん」を「減収補**填**」に、「平成元年度」を「平成二年度」に、「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同表第四十五号及び第四十六号中「平成元年度」を「平成二年度」に改め、同表第四十七号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同表第四十八号中「補てんする」を「補**填**する」に改め、同表第四十九号中「臨時税収補てん」を「臨時税収補**填**」に改め、同表第五十号中「平成十三年度から平成二十一年度まで」を「平成十三年度から平成二十二年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(5)	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額

第十三条第五項の表道府県の項第二号2中「種別補正及び」を削り、同項第八号中「昭和五十四年度」を「昭和五十五年度」に、「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同項第九号中「地方税減収補てん債償還費」を「地方税減収補**填**債償還費」に、「減収補てんの」を「減収補**填**の」に、「平成元年度から平成二十一年度まで」を「平成二年度から平成二十二年度まで」に改め、同項第十号及び第十一号中「平成元年度」を「平成二年度」に改め、同項第十二号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同項第十三号中「減税補てん債償還費」を「減税補**填**債償還費」に、「補てんする」を「補**填**する」に改め、同項第十四号中「臨時税収補てん債償還費」を「臨時税収補**填**債償還費」に、「臨時税収補てんの」を「臨時税収補**填**の」に改め、同項第十五号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同項第十六号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同表第四十四号中「減収補てん」を「減収補**填**」に、「平成元年度」を「平成二年度」に、「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同表第四十五号及び第四十六号中「平成元年度」を「平成二年度」に改め、同表第四十七号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同表第四十八号中「補てんする」を「補**填**する」に改め、同表第四十九号中「臨時税収補てん」を「臨時税収補**填**」に改め、同表第五十号中「平成十三年度から平成二十一年度まで」を「平成十三年度から平成二十二年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(5)	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額

第十三条第五項の表道府県の項第二号2中「種別補正及び」を削り、同項第八号中「昭和五十四年度」を「昭和五十五年度」に、「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同項第九号中「地方税減収補てん債償還費」を「地方税減収補**填**債償還費」に、「減収補てんの」を「減収補**填**の」に、「平成元年度から平成二十一年度まで」を「平成二年度から平成二十二年度まで」に改め、同項第十号及び第十一号中「平成元年度」を「平成二年度」に改め、同項第十二号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同表市町村の項第八号中「昭和五十四年度」を「昭和五十五年度」に、「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同項第九号中「地方税減収補**填**債償還費」を「地方税減収補**填**債償還費」に、「減収補てんの」を「減収補**填**の」に、「平成元年度から平成二十一年度まで」を「平成二年度から平成二十二年度まで」に改め、同項第十号中「臨時税収補**填**債償還費」を「臨時税収補**填**債償還費」に、「臨時税収補てんの」を「臨時税収補**填**の」に改め、同項第十一号及び第十二号中「平成元年度」を「平成二年度」に改め、同項第十三号中「減税補てん債償還費」を「減税補**填**債償還費」に、「補てんする」を「補**填**する」に改め、同項第十四号中「臨時税収補てん債償還費」を「臨時税収補**填**債償還費」に、「臨時税収補てんの」を「臨時税収補**填**の」に改め、同項第十五号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

第十五条第二項中「三分の一」を「おおむね二分の一」に改め、同条第三項中「前項前段」を「第二項前段又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項に規定する激甚災害その他の事由であつて、関係地方団体の財政運営に特に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるものが発生したことにより、前項の規定により難い場合における関係地方団体に交付すべき特別交付税の額の決定については、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けることができる。

附則第四条の見出し中「平成二十二年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同条第一項中「平成二十二年度に限り」を「平成二十三年度に限り」に、「三千七百億円」を「一兆八千百五十億円」に改め、「に地方団体が行う雇用情勢等を踏まえた当面の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一兆四千八百五十億円を加算した額」を削り、同項第二号中「（平成二十二年法律第五号）」を「（平成二十三年法律第五号）」に、「次条第五項」を「附則第六条の三第三項第一号」に、「附則第四条の二第三項」を「附則第四条の二第二項」に、「平成二十二年度分」を「平成二十三年度分」に、「八百六十六億円」を「八百六十七億円」に改め、同項第三号中「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第三項」に、「平成二十二年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同項第